

1. 制度の検討背景・経緯について
2. 託送料金制度改革の概要について
3. **配電事業ライセンスの概要について**

「配電事業」検討の背景・経緯

- 近年の台風被害による停電対応では、山間部などにおいて、倒木により設備の復旧が長期化した。
- その様な中、昨年の台風15号による被災時の千葉県睦沢町の例のように、新たな宅地造成に際して都市開発事業者が自営線を敷設し、再エネと調整力（コジェネ）を組み合わせたエネルギーの面的利用システムを構築することで、早期に電力を復旧。
- 昨今の自然災害も踏まえ、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新規参入者自ら面的な系統運用を行うニーズが高まっている。

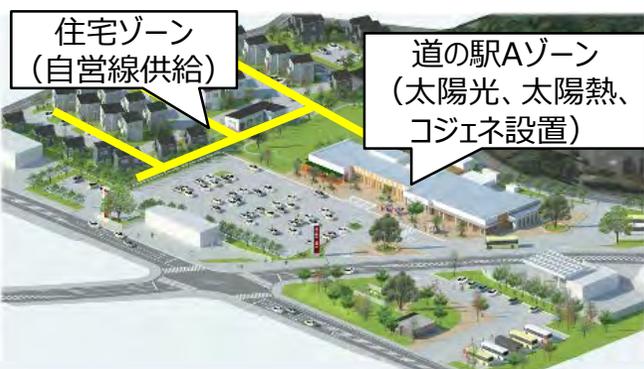


(参考) 台風15号による停電時の分散型エネルギー活用事例 (エネルギー面的利用)

- 再エネと調整力 (コジェネ) を組み合わせたエネルギーの面的利用システムを構築することで、災害時の早期復旧に大きく貢献。
- 千葉県睦沢町では、防災拠点である道の駅を近隣住民に開放し、トイレや温水シャワーを提供、800人以上の住民が利用。

むつざわウェルネススマートタウン 経過概要

9月9日 (月)	5時	町内全域停電
9日 (月)	9時	コジェネを立ち上げ住宅と道の駅に供給開始
10日 (火)	10時	コジェネの排熱を活用し温水シャワーを提供
11日 (水)	9時	系統復電

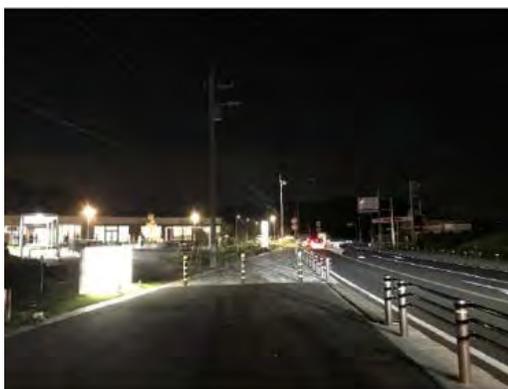


<むつざわスマートウェルネスタウン (SWT) >

事業者：(株)CHIBAむつざわエナジー
 システム概要：天然ガスコジェネと再エネ (太陽光と太陽熱) を組み合わせ、自営線 (地中化) で道の駅 (防災拠点) と住宅へ供給。コジェネの排熱は道の駅併設の温浴施設で活用。

供給開始：2019年9月1日

※経産省、及び環境省の予算事業を活用



↑周辺が停電する中、照明がついているむつざわSWT【引用：(株)CHIBAむつざわエナジー-HP】

9日に関東を直撃した台風15号の影響で、一時的に全域が停電した千葉県睦沢町。11日に系統電力が復旧するまでの間、地域新電力が防災拠点などに電気と温水を供給し、住民の生活を支えた。町が出資する地域新電力、CHIBAむつざわエナジー (社長 市原武・睦沢町長) は今月から、道の駅と賃貸住宅を一体開発する「むつざわスマートウェルネスタウン」へのエネルギー供給を開始した。

町内の天然ガスを地産地消する、全国でも珍し

千葉県睦沢町の地域新電力

台風時の停電解消に一役

い試みた。ガスエンジンを使って発電した電力を回して発電した電力は、地中化された自営線を使って供給される。さらにガスエンジンの排熱は、天然ガス採取後のかん水の加温に利用され、温泉施設に供給される。新しい道の駅は国の重点施設に指定されており、広域災害時には防災拠点としての機能を担う。

供給開始から間もない9日、早くもその役割が試されることになった。台風の影響で送配電線が

損傷し、午前5時頃から町内全域が停電した。同タウンも一時停電したが、自営線に被害がないことを確認。午前9時頃にガスエンジンを立ち上げ、道の駅と住宅への供給を始めた。

翌10日午前10時から、ガスエンジンの排熱などで水道水を加温し、周辺住民に温水シャワーを無料で提供した。トイレや温水シャワーを提供した道の駅には、800人以上の住民が訪れたという。11日午前9時頃に系統電力が復旧するまで、送電を継続した。

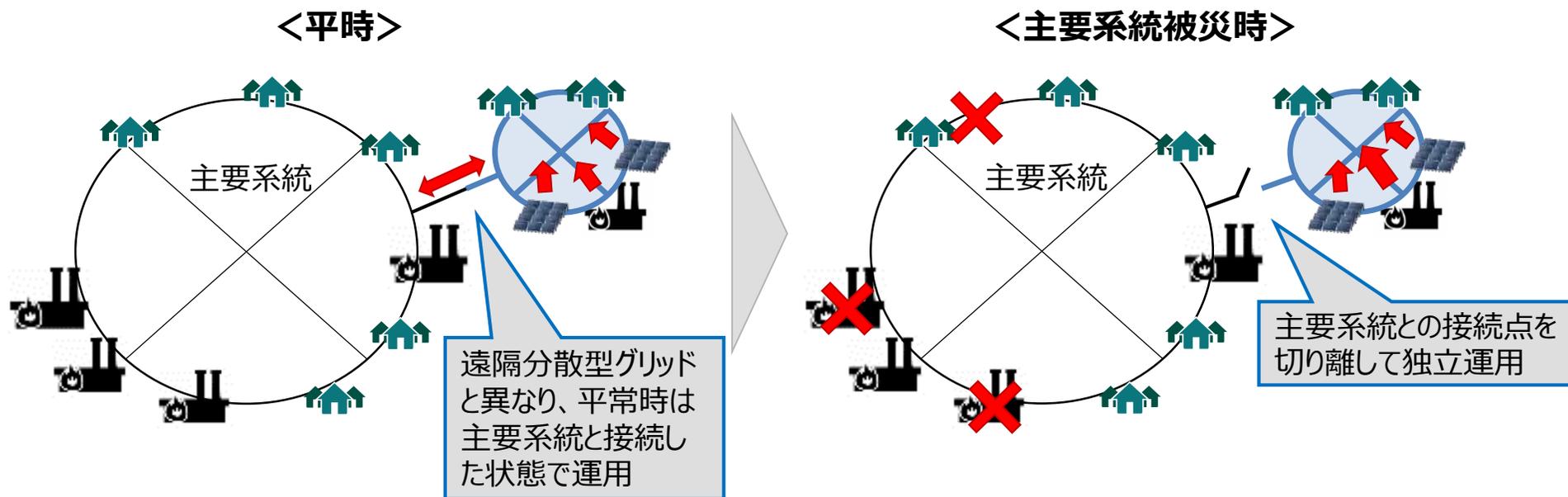
温水シャワー無料提供も

(1) 配電事業ライセンス制度の概要

- 近年の災害の教訓を踏まえ、**平時は主要系統と接続し、災害時は既存系統を利用し独立運用を行うマイクログリッド**について、大手電力会社とその他の事業者が参画する形で、**具体的な実証事業**が始まっている。また、コスト効率化や災害時のレジリエンス向上の観点から（※）、特定の区域において、**一般送配電事業者の送配電網**を活用して、**新規参入者自ら面的な系統運用を行うニーズ**も高まっている。

（※）新規参入者がAI・IoT等の技術を活用して、特定の区域の系統運用や設備管理を行うことにより、配電網を流れる想定潮流の合理化や、課金体系の工夫等を通じて、設備のサイズダウンやメンテナンスコストの削減が期待される。

また、この特定の区域において、系統運用者が調整可能な分散リソースを確保している場合には、災害時等には、独立して緊急対応的な供給を行うことも期待される。



(参考) マイクログリッド事業者一覧 (平成30年度補正予算事業)

- 11件のマスタープラン作成事業では、実施体制として一般送配電事業者、地方自治体を含むコンソーシアム体制を前提とした、マイクログリッド構築の検討が進められた。
- 単なるエネルギー事業にとどまらず、地域特性に合った電源の活用、レジリエンス強化等、地域の課題解決に資する計画の策定を目指している。

No	主要申請者	自治体/管轄電力会社	計画概要及び主要設備
1	住友電気工業(株)	北海道石狩市 /北海道電力	・新港エリアにおいて 港湾企業 が主体となり、 太陽光発電、蓄電設備 を活用。
2	真庭バイオマス発電(株)	岡山県真庭市 /中国電力	・ 自治体 が主体となり、 太陽光発電、木質バイオマス発電 を活用。
3	阿寒農業協同組合	北海道釧路市 /北海道電力	・ 農協 が主体となり、 太陽光発電、バイオマス発電、蓄電設備 を活用。
4	SGET芦北御立岬メガソーラー(合)	熊本県芦北町 /九州電力	・ 自治体 が主体となり、 太陽光発電、蓄電設備 を活用。
5	(株)karch ※上士幌町出資の新電力	北海道上士幌町 /北海道電力	・ 地域新電力 が主体となり、 太陽光発電、バイオマス発電、蓄電設備 を活用。
6	(株)海土パワー	島根県隠岐郡海士町 /中国電力	・離島において 発電事業者 が主体となり、 小規模太陽光、蓄電設備 を活用した離島BCPモデル
7	NTTスマイルエナジー(株)	京都府舞鶴市 /関西電力	・公共施設集積エリアにおいて エネマネ事業者 が主体となり、 太陽光、蓄電設備 を活用したBCP対策モデル
8	(株)アドバンテック	北海道鶴居村 /北海道電力	・ 発電事業者 が主体となり、平時は バイオガス発電 を自家消費、災害時は公共施設へ供給する 地域電源活用モデル
9	(株)ネクステムズ	沖縄県宮古島市 (来間島) /沖縄電力	・ エネマネ事業者 が主体となり、 太陽光発電、系統用蓄電池 による系統の末端に位置する離島の 独立モデル
10	川崎重工(株)	兵庫県神戸市 /関西電力	・港湾エリアにおいて プラントメーカー が主体となり、 ごみ発電、太陽光発電、大規模蓄電設備 を活用したモデル
11	安本建設(株)	山口県周防大島町 /中国電力	・離島において 建設事業者 が主体となり、 太陽光発電、蓄電池 を活用したモデル

(参考) マイクログリッド事業者一覧 (R2年度予算事業：1次公募)

- 1次公募にてマスタープラン作成事業は10件、構築事業1件を採択。昨年と比べ**再エネ種別の多様化**、また**大規模な供給を目指すモデルが増えており**、**レジリエンス向上策として再エネ電源を活用したシステム構築への関心が高まっている**。

■ マスタープラン作成事業

No	主申請者	自治体/管轄電力会社	計画概要
1	シン・エナジー(株)	北海道士幌町 /北海道電力	機器メーカーが中心となり、 バイオマス・太陽光発電 を有効活用した変電所単位での独立モデル
2	東急不動産(株)	北海道松前町 /北海道電力	発電事業者 が中心となり、 大規模風力と蓄電池 を活用し、変電所単位で運用する大規模風力活用モデル
3	(株)大林組	栃木県那須塩原市 /東京電力	建設会社 が中心となり、山間部の 小水力・太陽光発電 を災害時にも有効活用する地産再エネ活用モデル
4	(株)東光高岳	群馬県上野村 /東京電力	機器メーカーが中心となり、山間地域において 分散設置した木質バイオマス・太陽光発電 による電力を相互融通するモデル
5	(株)関電工	千葉県いすみ市 /東京電力	電工会社 が中心となり、 太陽光発電 を活用し、コンパクトグリッドでの自立を目指した地域のBCP向上モデル
6	(株)イズズ (株)シーエステー	神奈川県川崎市 /東京電力	機器メーカー等が中心となり、 屋根置き太陽光を含め分散設置した電源 を統合制御する都市型モデル
7	カネカソーラーテック	兵庫県豊岡市 /関西電力	機器メーカーが中心となり、 太陽光・小水力電源 を活用し、災害時は一括受電エリアから近隣の避難所へ電力供給する工業団地モデル
8	(株)アドバンテック	愛媛県西条市 /四国電力	発電事業者 が中心となり、災害時には 太陽光電源 を活用して商業エリアから住居エリアへ供給できるシステムを備える再開発モデル
9	九州電力(株) Daigasエナジー(株)	宮崎県日向市 /九州電力	ガス会社 が中心となり、 大規模な木質バイオマス電源 を活用し港湾エリアへ給電する電力会社連携モデル
10	(有)国吉組	沖縄県うるま市 /沖縄電力	建設会社 が主体となり、 太陽光電源 を活用した停電多発地域における離島BCP向上モデル

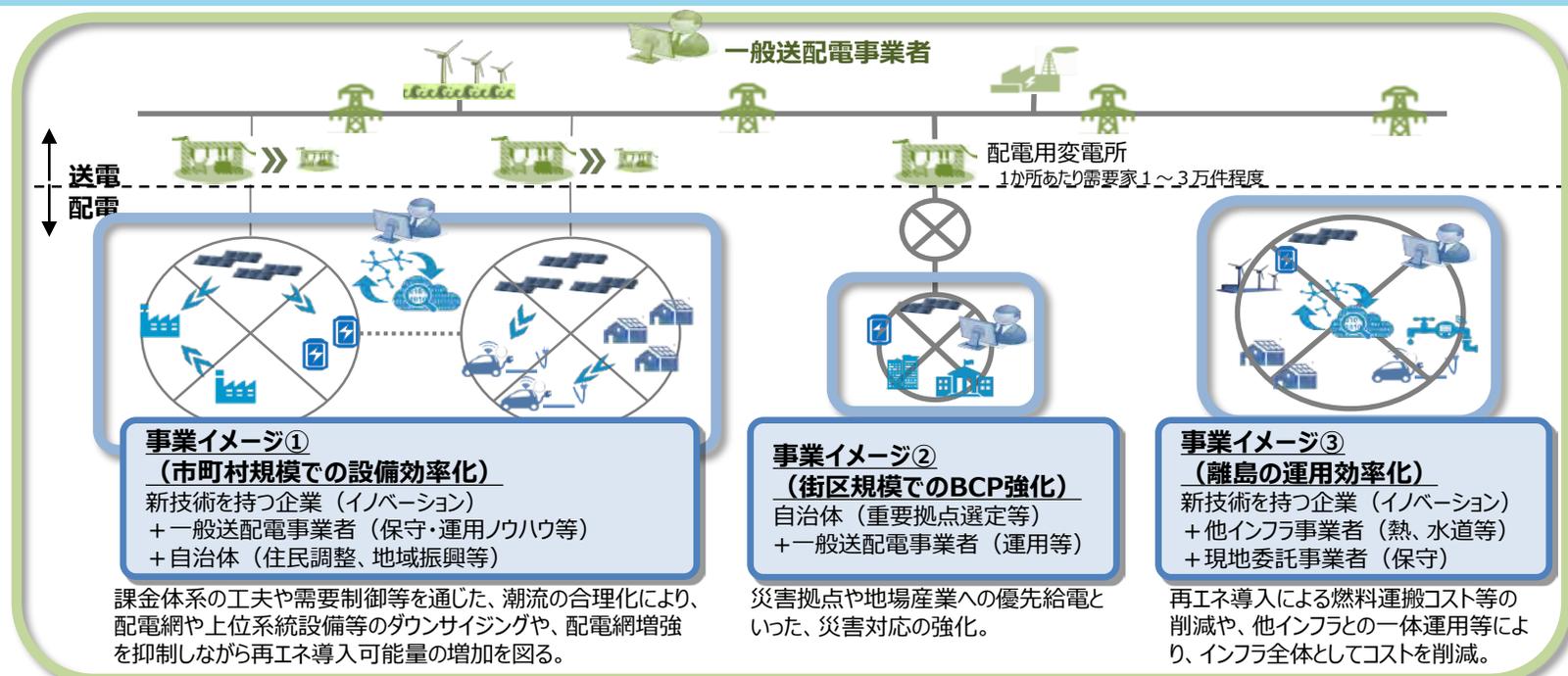
■ 構築事業

No	主申請者	自治体/管轄電力会社	計画概要及び主要設備
1	阿寒農業協同組合	北海道釧路市 /北海道電力	・ 農協 が主体となり、 太陽光発電、バイオマス発電、蓄電設備 を活用した変電所単位での独立モデル

2. 電力システムの分散化と電源投資

(1) 配電事業制度の概要

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しながら、自ら面的な運用を行うニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置付け。
- 例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つIT企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して、独立運用するといったことが可能になることが期待される。
 - ⇒電力供給が継続でき、街区規模での災害対応力が強化
- また、新規事業者によるAI・IoT等の技術を活用した運用・管理が進展する事が期待される。
 - ⇒設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減



(2) 配電事業ライセンス (規定内容)

- 一般送配電事業者の設備を利用する配電事業者の参入を認めると、その配電事業者は特定のエリアにおいて独占的にネットワークを運用する主体となる。このため、**その特定のエリアの安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性を事前に審査することが必要**と考えられることから、**一般送配電事業者と同様に経済産業大臣による許可制**とした上で、**配電事業ライセンスの義務は一般送配電事業者に倣った内容とすることが適切**と考えられる。
- 他方、需要家保護の観点からは、いざという場合の最終的な電気の供給を確保するための最終保障供給義務、及び供給コストが高い離島に対して全体での広い負担により一定料金水準での供給を行うための離島供給義務は、サービスを提供する事業者への負担となるため、**一定の負担に耐え、社会的責任を果たしうる能力を有している事業者が担う必要がある**とした過去の整理を踏まえ、配電事業者と比較して経営体力のある**一般送配電事業者に引き続き課す**ことを検討。

【事業規制】

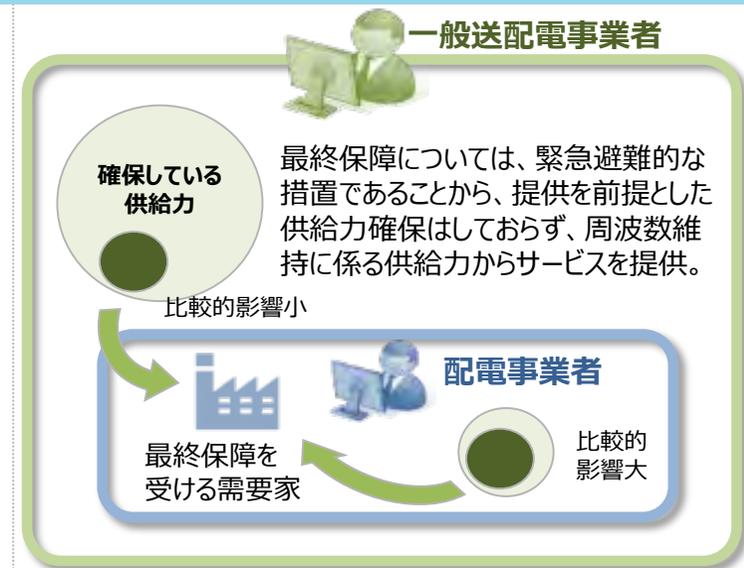
◆ 経済産業大臣の許可制

【主な義務・規制】

- ◆ 事業の休廃止の事前許可制
- ◆ 一義的な託送供給義務・電力量調整供給義務（約款変更命令付届出制）
- ◆ 需要家や発電設備と系統とをつなぐ配電設備の接続義務
- ◆ 会計分離・行為規制
(特定の発電事業者・小売電気事業者に対する差別的取扱いの禁止等)
 - － 兼業禁止の行為規制は、離島等一定の条件の下、適用を除外
- ◆ 一義的な電圧・周波数維持義務
- ◆ 電力広域的運営推進機関への加入義務
- ◆ 供給計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆ 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ◆ 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆ 円滑な託送業務等の引き継ぎを行うための計画の策定

【該当すると想定される者 (例)】

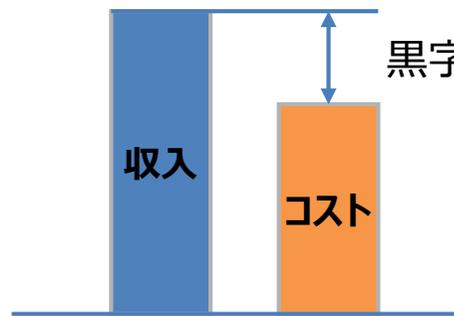
- ◆ 民間企業、自治体、一般送配電事業者等の合併による配電事業者



※なお、離島供給義務の履行のためには、離島エリア内に平時から活用可能な供給力が存在する必要があるが、他の地域と遜色ない料金水準を維持することが制度的に求められているため、供給区域全体でそのコストを薄く広く負担しうる、一般送配電事業者を義務主体とすることが適当。

(3) 配電事業ライセンス（参入要件・費用負担等）

- 配電事業者の費用負担や参入要件については、NW事業者として長期的に事業を営むことができるかという観点に加え、需要密度の高い配電事業エリアの切り出しによる他地域での需要家の負担の増加（クリームスキミング）の防止等の観点を含めることが必要。
 - 配電事業の参入時の審査においては、事業を円滑に実施可能な経理的基礎や技術的能力を有していることや、クリームスキミングとならないことを確認するための詳細な基準については、今後検討していくこととしてはどうか。
 - 配電事業エリアにおける費用負担については、適切なリース料等の対価の設定方法等に加え、対象となる公租公課（電促税・FIT賦課金等）やその回収方法（配電事業者が国等に直接納付/一般送配電事業者経由で納付等）について、今後詳細を検討していくこととしてはどうか。
- また、配電事業エリアの託送料金については、一般送配電事業エリアの料金水準と比較して合理的な水準となるように、今後詳細を検討していく。



配電事業候補エリア
における収支

黒字分・・・ 一送エリア内の他地域の赤字分を補填することで
一送エリア全体で一定料金水準での供給を実施



リース料等にこの分の額が適切に含まれないと
配電事業開始エリア以外の需要家の負担が増える可能性がある。

(参考) 改正電気事業法の関連条文

(事業の許可)

第二十七条の十二の二 配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第二十七条の十二の四 経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
- 二 その配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 その配電事業の計画が確実であること。
- 四 その配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
- 五 その配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

(託送供給義務等)

第二十七条の十二の十 配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）を拒んではならない。

2 配電事業者は、その電力量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における電力量調整供給を拒んではならない。

3 配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(参考) 改正電気事業法の関連条文

(電圧及び周波数) (注) 配電事業者に準用

第二十六条 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の経済産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般送配電事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(引継計画の承認等)

第二十七条の十二の十二 配電事業者は、一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者と共同して、託送供給等の業務の引継ぎに関する計画（以下この条において「引継計画」という。）を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）しようとするときも、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計画が託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるときは、その承認をするものとする。
- 3 第一項の承認を受けた配電事業者及び一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（次項及び第五項において「承認事業者」という。）は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その変更した引継計画を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるときは、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画（前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 経済産業大臣は、承認事業者が、正当な理由がなく、第一項の承認を受けた引継計画を実施していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該引継計画を実施すべきことを勧告することができる。

(参考) 改正電気事業法の関連条文

(託送供給等約款)

- 第二十七条の十二の十一 配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条及び次条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 配電事業者は、前項の規定による届出をした託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給等を行うときは、この限りでない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 料金が第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること。
 - 二 第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 配電事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 4 配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

【全体】

論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

【各論】

事前準備時

事業実施中

撤退時

国

論点③：参入許可基準の詳細設計

- ・地域や住民への事前説明を含む。

論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準

- ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。

論点⑤：引継計画の承認基準

- ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱いにも留意。)

論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準

論点⑦：区分会計、情報遮断等の
行為規制の適用の在り方

論点⑧：撤退時に備えた各種基準

- ・撤退しようとする場合の事業計画に関する事項(許可基準)
- ・撤退時の原状回復義務(引継計画)等

一 広域
送 機
機 関

論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム

- ・スイッチングシステム、計画値同時同量等

論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

- ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等

事 配
業 電
者

論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項

- ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (1 / 3)

論点	詳細及び留意事項
論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方	<p>配電事業制度を、令和4年4月1日に円滑に開始するため、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュールや、事業者の認可等に向けた審査への<u>消費者庁の関与等</u>について整理する必要がある。</p>
論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方	<p>配電事業ライセンスの制度設計に当たり、<u>分散型グリッドの導入により期待される効果</u>（災害時におけるレジリエンスの強化、新規事業者の参入により新技術の導入、配電網への投資促進、潮流合理化等）について改めて整理を行うとともに、その導入促進に向けた事業環境整備の在り方について検討が必要。</p>
論点③：参入許可基準の詳細設計	<p>事業者の参入等の審査のための、<u>許可基準（省令）</u>を定める必要がある。 本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われたことも踏まえ、改正電気事業法において定められた基準に照らし、その詳細について検討を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般送配電事業者と同様の規律を課すことを基本としつつ」、「国が事業者の適格性を確認する」 ・「社会コスト（略）の増大を防ぐ観点から、収益性が高い配電エリアが切り出されることで他のエリアの収支が悪化すること（いわゆる「クリームスキミング」）が生じないことを確認する」 ・「配電事業者から個々の需要家に対し、配電網の担い手が変わることについての通知が行われることが必要である。」 ・「災害時における連絡・協力体制等（略）に変更が生じることを踏まえ、事業を開始する地域の自治体等の関係者への事前説明が丁寧になされるべきである。」
論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準	<p>配電事業の託送料金は、改正電気事業法において「一般送配電事業者の託送供給に係る料金に比較して適切な水準」でないと認められる場合は変更を命ずることができる」とされている。事業者が「適正な水準」を設定し、国がそれを確認するための<u>算定規則</u>や、<u>変更命令基準</u>を定める必要がある。</p> <p>また、配電事業者が災害時等にオフグリッドで供給を行う場合等、需要家への供給条件に変更が生じるのであれば、その内容に応じた約款とすることが必要ではないか。</p>

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (2 / 3)

論点	詳細及び留意事項
論点⑤：引継計画の承認基準	<p>引継計画の審査のための、承認基準（省令）を定める必要がある。国は、配電事業者と一般送配電事業者等により、設備の譲渡又は貸与や、維持・管理等に係る事項について「託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分な」計画が、策定されているかを確認することが必要。</p> <p>また、適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方（クリームスキミングの防止を含む）や、一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱い等についても、併せて整理が必要。</p> <p>さらに、一般送配電事業者等が配電事業者に設備を貸与している場合、設備の復旧に係る責任分担について、一般送配電事業者と配電事業者で事前に取り決めを行うことが必要。また、譲渡又は貸与に関わらず、復旧を進めるうえでの手順や連携等についても、事前に取り決めを行うことが必要。</p>
論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準	<p>改正電気事業法では、配電事業者と小売事業・発電事業等との兼業は原則禁止とされ、例外となる場合を省令で規定することとされている。</p> <p>海外における配電事業者の兼業に係る規定や、多様な事業者の参入によるイノベーションの促進、災害時のレジリエンス強化を含めた需要家の利益の確保などの観点などを踏まえて、兼業が認められる場合の基準を検討する必要がある。</p>
論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方	<p>配電事業者が、発電事業や小売事業、電気事業以外の事業を営む場合は、配電事業の公平性の観点や、クリームスキミング等の発生を確認できるようにしておく観点から、区分会計、情報遮断等の行為規制を適用することが適当であり、その在り方について検討する必要がある。</p>
論点⑧：撤退時に備えた各種基準	<p>改正電気事業法において、配電事業の「全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない」とされている。また、廃業の許可基準としては、廃止等により「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことを要件としていることから、国が、事業者が廃業に向けて需要家等との関係において果たすべき責務を果たし、一般送配電事業者等へ業務を円滑に引き継ぐことができ、安定供給に支障が生じないこと等を確認する仕組みとする必要がある。</p> <p>加えて、配電事業者から一般送配電事業者等に事業が円滑に引き継がれるよう、両者が共同して策定する引継計画において、撤退時の取り決めについて記載を求め、国が事前に承認する仕組みとしてはどうか。</p>

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (3 / 3)

論点	詳細及び留意事項
論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム	<p>配電事業者の供給区域では、一般送配電事業者と電力広域機関が取り交わしていた多くの事項が、一般送配電事業者から配電事業者に移ることから、これに伴う広域機関におけるルール等について検討・調整を行うことが必要である。(スイッチングシステム、計画値同時同量を含む。)</p>
論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム	<p>配電事業者と一般送配電事業者等の間において、設備の譲渡又は貸与に限らず、電気の融通等を行うことが想定される。そのため、電力量や調整力等のやり取りについて、基本的な考え方を整理するべきではないか。</p> <p>また、設備の維持管理について、一般送配電事業者等に一部の業務を委託することが可能かについて整理が必要ではないか。(電力融通の精算単価、周波数調整に係る責任分担、メータリングシステム(検針)を含む)</p>
論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項	<p>参入許可基準において、国は「配電事業の計画が確実であること」等を確認する必要がある。そのため、事業計画の確実性を確認する観点から、託送供給等約款や引継計画の案などの提出を、参入申請時に求めることが必要である。</p> <p>また、現行の一般送配電事業者の託送料金制度では、超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額(託送原価と実績原価の乖離の状況)、効率化の実施状況等を確認している。配電事業においては、その事業特性を踏まえた上で、託送料金や貸与料等が適切に設定されているかを確認する観点から、期中の監視及びモニタリングの在り方を検討すべきではないか。</p> <p>なお、参入に当たり、一般送配電事業者との間で契約や取り決め等を行うに当たり、協議が整わないことも想定されることから、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん・仲裁の仕組みについて、確認しておくことが望ましいのではないかと。</p>

- 配電事業制度の詳細については、基本的に、本小委員会で御審議いただくこととしたい。
- その中で、託送料金に関する事項、行為規制に関する事項等については、電力・ガス取引監視等委員会と連携しつつ、詳細検討を行っていくこととしてはどうか。

【構築小委】

- ・論点全般について、詳細検討を行う。

【電力・ガス取引監視等委員会】

- ・託送料金の運用等に係る事項
- ・行為規制に係る事項 等